

特定建設作業の時刻及び時間の区分に応ずる区域を次のように定める。

平成24年4月1日

みどり市長 石原



特定建設作業の時刻及び時間の区分に応ずる区域の指定

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。）別表第1付表第1号の規定により、規則別表第1第2号及び第3号に規定する特定建設作業の時刻及び時間の区分に応ずる区域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

区域の区分	指定地域
規則別表第1付表第1号イに該当する区域	特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定の告示（平成24年みどり市告示第65号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域に該当する区域
規則別表第1付表第1号ロに該当する区域	指定地域のうち、第2種区域に該当する区域
規則別表第1付表第1号ハに該当する区域	指定地域のうち、第3種区域に該当する区域
規則別表第1付表第1号ニに該当する区域	指定地域の第4種区域に該当する区域のうち、規則別表第1付表第1号ニに規定する要件に該当する区域